

2025年(令和7年)4月1日より 入院時の食事に係る標準負担額が 変更になります。

○入院時の食事代は、診察や薬代などの費用とは別に
下記金額が自己負担として必要です。

70歳未満	70歳以上	標準負担額（1食あたり）	
		令和7年3月31日まで	令和7年4月1日から
○一般	○一般	490円	510円
		指定難病患者	
		280円	300円
○低所得者 (住民税非課税)	○低所得者Ⅱ (※1)	過去1年間の入院期間が90日以内	
		230円	240円
		過去1年間の入院期間が90日以上	
		180円	190円
該当なし	○低所得者Ⅰ (※2)	110円	変更なし

【入院時1食あたりの負担額】

※1 低所得者Ⅱ：世帯全員が住民税非課税であって、「低所得者Ⅰ」以外の者

※2 低所得者Ⅰ：①世帯全員が住民税非課税であって、世帯の各所得が必要経費・控除を
差し引いたときに0円となる者、あるいは②老齢福祉年金受給権者

※1・※2に該当する方は医療保険の保険者が発行する「減額認定証」が必要です。